

＝ 大阪地検への抗議文 ＝

横路保慶検事が、被害者・告訴人の意向と事案の悪質さを全く無視して 加害者を略式起訴し、非公開裁判で事件を終わらせた事への嚴重抗議

大阪地方検察庁 御中
検察官 検事 横路保慶 殿

2010（平成22）年12月24日（金）

提出者： 戸田久和（ひさよし）
住 所 大阪府門真市新橋町12-18-207
職 業 会 社 員 （元門真市市議会議員）
電 話 06-6907-7727
F A X 06-6907-7730

この抗議文は、8月26日付けで「横路保慶検事が、被害者・告訴人の意向と事案の悪質さを全く無視して加害者を略式起訴し、非公開裁判で事件を終わらせた事への嚴重抗議」を出した後に新たに判明した「被害者・告訴人として絶対に許せない」事実に基づいて出すものです。

本日、横路検事による私への「被害者からの事情聴取」がようやくに行なわれる運びとなりましたが（大阪府警捜査本部からの一昨日12/22の電話で初めてその旨を知りました）、本日の被害者聴取がまっとうに行なわれる事を期待しつつも、「はじめ」のひとつとしてこの抗議文を横路検事本人に提出すると同時に、郵便でも発送するものです。

1：私は4/7 集団暴行の一味で眼鏡窃盗で逮捕され、横路検事による略式起訴で裁判傍聴も出来ず、私の知らないうちに、何の謝罪も賠償もなく、罰金10万円の略式決定で事件処理されてしまった宮井将を民事訴訟で賠償請求するために、裁判記録の閲覧を求めてました。

被害者告訴人でありながら、私には宮井将の住所も知らされず、裁判を起こす事にも大変不便をかけられています。

2：10月1日ようやく記録を閲覧できましたが、そこで閲覧できたのは私が求めていた判決文を含む「裁判記録」ではなく、「捜査記録」のみでした。これ自体、不当な事です。

3：その「捜査記録」を見ると、さらに驚くべき、被害者告訴人として絶対に承服できない、異様な事実が初めて判明しました。

私は宮井将が「器物損壊で略式起訴された」と知らされていたので、当然4/7 襲撃に際に私の眼鏡を私から奪った（私が使えない状態にせしめた）事を器物損壊として起訴したものと考えていました。

私が出した告訴状で「暴行罪」と並べて書いている「器物損壊罪」もその意味で書いています。

ところが、横路検事が行なった「器物損壊での略式起訴」とは、4/7 襲撃の事には全く触れずに、「翌4月8日に宮井将が私の眼鏡を水路に捨てた」事のみを記述した略式起訴だったのです！

<起訴状> 下記被疑事件について公訴を提起し、略式命令を請求する。

<公訴事実> 被告人は平成22年4月8日頃、京都市〇〇柿下橋上において戸田久和所有の眼鏡一箇を琵琶湖疎水に投棄して損壊（損害額6万5300円相当）し、もって他人の器物を損壊したものである。

<罪名及び罪状> 器物損壊 刑法第261号

4：捜査記録の部分公開された部分を閲覧して判明した事は、

(1)宮井が私に近づき眼鏡を窃盗する一部始終が警察のビデオ撮影にはっきり写っていた。

またこの動画映像から静止画像に起こした写真も多数証拠として出されていた。

- (2)宮井は当初「絶対ばれっこない」をたかをくくっていたが、逮捕されての取り調べでこの写真を見せられて観念し、眼鏡窃盗を認め、その自供調書を作った。
- (3)宮井は取り調べ当初は「偶然に眼鏡を手にした」と犯意を否定して責任逃れを図ったが、すぐに、そもそも戸田に強い反感を持っており、最初から「戸田の眼鏡を取って戸田を困らせてやろう。仲間に戦果を自慢してやろう」と考えて眼鏡窃盗をした事を全面的に認める自供調書を作成している。

という事であり、4/7 窃盗の証拠も映像も含めて十分に揃い、自供調書もあり、4/7 窃盗（もしくは器物損壊）で起訴するのに何の問題もない、という事です。

- 5：しかるに横路検事は、肝心の4/7 襲撃事件には全く触れなくて、4/7 窃盗の結果、眼鏡の始末に困った宮井が翌日に眼鏡を捨てた事のみを起訴の対象としたのです。これほど不自然で理不尽なことはありません。

閲覧できた検事調書を見ると、検事調書の段階で初めて宮井が被害者について呼び捨てでなく「戸田さん」とさんづけで呼び、謝罪の弁らしきものを述べ、「戸田さんに謝罪や弁償をしようと思うので、後日人を介して戸田さんに連絡を取ろうと考えている」旨を述べています。

この検事調書が「宮井は反省している。被害者に謝罪や弁償をする意志がある」との形式を作りあげ、「考えられる中で処罰が軽く済む、暴行窃盗翌日の眼鏡投棄での器物損壊罪起訴」の土台を作ったものと考えられます。

しかし、宮井は12月24日の本日に至るまで、私に対して弁償どころか一片の連絡も寄こさず、のうのうと極右仲間の行動にも顔を出しながら暮らしています。これは全て横路検事の超甘い対応がもたらしたものです。

告訴当初から「厳罰を求める」事を明言してきた被害者としては憤激に堪えません。

- 6：4/7 集団襲撃暴行事件の加害者で初めて逮捕された宮井に対して、横路検事が4/7 襲撃に全く触れない4/8 器物損壊で略式起訴して宮井を「一件落着」で自由のみにしてしまっただけは、明らかに他の4/7 襲撃暴行犯に対する逮捕起訴を困難に追いやってしまいました。

私に蹴りを入れた暴行犯が望月四郎と判明し、私撮影のものだけでなく警察撮影の証拠映像もバッチリあるのに全く逮捕されず強制捜査が進んでいない事が、何よりもそれを裏付けています。

- 7：この件で、私は横路検事と10月19日に電話で話す機会が持てましたが、横路検事は「大阪地検の総意としての措置だ」、「奪った眼鏡を私用したり金銭に換えたりしていないので窃盗罪で起訴する事は公判維持上難しい」、「4/7 時点の行為で起訴する事は難しい」という主張を繰り返すのみでした。

私がかけていた眼鏡が他人の行為によって私の身体から離されて使用できなくなった時点で「暴行」もしくは「器物損壊」が成立するのは明らかであり、私から眼鏡を窃盗したのは明らかであるのに、何という異様な解釈でしょうか。

- 8：横路保慶検事と貴検察庁はこれを猛省せよ！暴力被害拡大を謝罪する気持ちを持って！

横路保慶検事と貴検察庁は、せめて本日の「被害者聴取」をもって被害者告訴人たる当方の訴えに真摯に耳を傾けて4/7 襲撃犯に対して厳正に検挙起訴し、公開の法廷で厳しい処罰を追及されたい。

また当方が宮井将への民事賠償訴訟を起こすにあたって、十分に親切丁寧に資料提供などの協力をされたい。

それを実行しないならば、当方は検察審査会および検察官適格審査会に申立をしていきます。私は現在稼働している検察の見直しを進める国会議員にもしっかりしたパイプを持っています。

なお、この抗議文の提出は、日々の生活の中で作成が今日まで遅れてしまったものであり、私の意志はいささかも本件を曖昧にするものでない事を付言しておきます。 以上。